



2022年12月21日

各 位

会 社 名 株式会社中央経済社ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 山本 憲央
(コード番号：9476 東証スタンダード)
問合せ先 社長室 浜田 匡
(TEL：03-3293-3371)

上場維持基準の適合に向けた計画書

当社は、2022年9月30日時点において、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準を満たさない状況となりましたことから、下記のとおり「上場維持基準の適合に向けた計画書」を作成しましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の2022年9月30日時点における東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準への適合状況は以下のとおりとなっており、流通株式時価総額については基準を満たしておりません。当社は、流通株式時価総額に関しては、2024年9月期末までに上場維持基準に適合するために、次のとおり各種取組を進めてまいります。

	株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率
当社の状況 (基準日時点)	673人	12,517単位	627百万円	28.4%
上場維持基準	400人	2,000単位	1,000百万円	25%
計画書に記載の項目			○	

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったもので、流通株式時価総額は、事業年度末の流通株式数に事業年度の末日以前3か月間の日々の終値の平均値を乗じて算出しております。

2. 上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針について

東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準の適合に向け、「流通株式時価総額の向上」を基本方針といたします。「流通株式時価総額」の構成要素は、「時価総額」と「流通株式比率」であることから、その対策として「企業価値の向上」と「流通株式数の改善」を軸に、上場維持基準に適合するよう目指してまいります。

3. 企業価値向上に向けた取組について

当社グループは、新型コロナウイルス感染症が蔓延した2020年9月期を除き、直近5年間比較的安定した業績で推移したものの、株価については2022年3月以降、低下傾向が続いております。そのような状況を踏まえ、企業価値を向上させるべく以下の対策に取り組みます。

① 収益構造の改善

長期化するウクライナ情勢、急激な円安進行などにより、出版物の製造に欠かせないパルプ（用紙類）や印刷・製本にかかる諸費用が値上がりし、同時に書籍・雑誌を輸送する物流費も上昇しております。2022年夏以降、新刊書籍についてはコスト上昇分を適切に価格に反映してきましたが、これまで手を付けていなかった既刊本についても順次価格調整を行うことで収益構造の改善を図ります（2023年9月期第1四半期より順次実施）。

また、販売費及び一般管理費を中心としてコスト削減に努めることを、12月16日開催の取締役会で決議しました。取り組み状況については適宜開示を心がけます。

② 書籍電子化への取組

これまでも一部の商品群では書籍の電子化を進めてきましたが、市場での電子書籍の普及状況や従来の紙による書籍流通市場の動向を見据え、電子書籍を事業の1つの柱として電子化への対応速度を上げてまいります（2023年9月期第1四半期より順次実施）。

③ 現社屋の収益化

現在、現社屋の近接地に新社屋を建設しております（2023年3月竣工予定）が、本社移転後の現社屋所在地（東京都千代田区神田神保町1-31-2）の520㎡強の土地については、神保町交差点から至近距離の好立地にあるため、建設コストの推移や資金調達環境等を勘案しながら、将来的に収益物件化を検討してまいります。

4. 流通株式数の改善に向けた取組について

スタンダード市場の上場維持基準である流通株式時価総額1,000百万円を、2022年9月30日時点の流通株式時価総額の算定に使用された算定平均株価501円（小数点以下端数切捨て）で除した理論上の必要な流通株式数は1,996,008株（小数点以下端数切上げ）になります。同日時点での流通株式数が12,517単位であることから、7,443単位不足している状況であります。この不足株式数は、発行済み株式総数の16.92%に当たります。

そこで流通株式数を改善するため、次の対策を実施します。

① 第三者割当による自己株式の処分

2022年11月22日に開示いたしました「株式給付信託（J-ESOP）の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」のとおり、「株式給付信託（J-ESOP）」制度の導入を決議するとともに、同制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。これにより流通株式比率は28.46%から35.00%に上昇し、理論上の流通株式の不足数は4,565単位となります（2022年12月8日実施）。

② 大株主・金融機関・事業法人等に対する協力要請

第一段階として、当社の大株主及び当社株式を所有する金融機関、事業法人に対し、保有目

的等を考慮しつつ保有株式の全部または一部の売却について協力を要請いたします。これにより、当面流通株式比率を40%程度まで上げることを目指します（2023年9月期末を目途）。

第一段階を実施してもなお上場維持基準に達しない場合は、第二段階としてさらに協力要請範囲を拡大することといたします（2024年9月期末を目途）。

以上